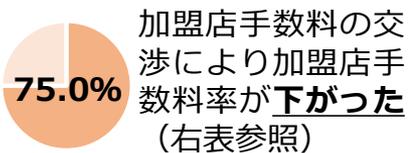
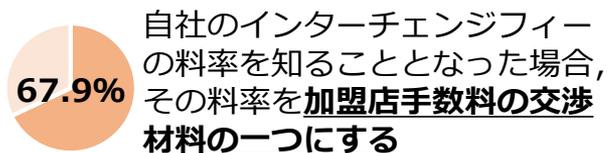


- 成長戦略実行計画（令和3年6月閣議決定）において、「我が国では、キャッシュレス決済導入の拡大への課題の一つとして、クレジットカード加盟店手数料が高額であることが指摘されている。ヒアリングによると、加盟店手数料の約7割をインターチェンジフィー（クレジットカードでの決済があった際に、お店と契約する決済会社（アクワイアラ）が、利用者と契約する決済会社（イシュア）に支払う手数料）が占めている。こうした点を踏まえ、公正取引委員会による調査…を実施する」とされた。
- 「緊急提言～未来を切り拓く『新しい資本主義』とその起動に向けて～」（令和3年11月新しい資本主義実現会議）において、「…インターチェンジフィー…について、公正取引委員会において、標準料率（国際ブランドが定めるデフォルトの料率）の公開状況等の実態調査を行い、競争政策上の課題の有無について、本年度末までに取りまとめる」とされた。
- 公取委は、平成31年3月に「クレジットカードに関する取引実態調査報告書」を公表したところ、成長戦略実行計画等を踏まえ、今般、改めて実態調査を実施。

インターチェンジフィーの標準料率に関する競争政策上の考え方

- 我が国では標準料率は公開されていないが、海外では60超の国で1者以上の国際ブランドの標準料率が公開されている。
- 標準料率が公開されれば、標準料率を定めている国際ブランドのカードについて、加盟店・アクワイアラ間の加盟店手数料の交渉が活発化し、アクワイアラ間の競争が促進される可能性。その結果、加盟店手数料が引き下がることも考えられる。

加盟店向け調査結果



	平均料率
改定交渉を行ったことがない	2.83%
改定交渉を行ったことがある	2.42%

▲0.41p

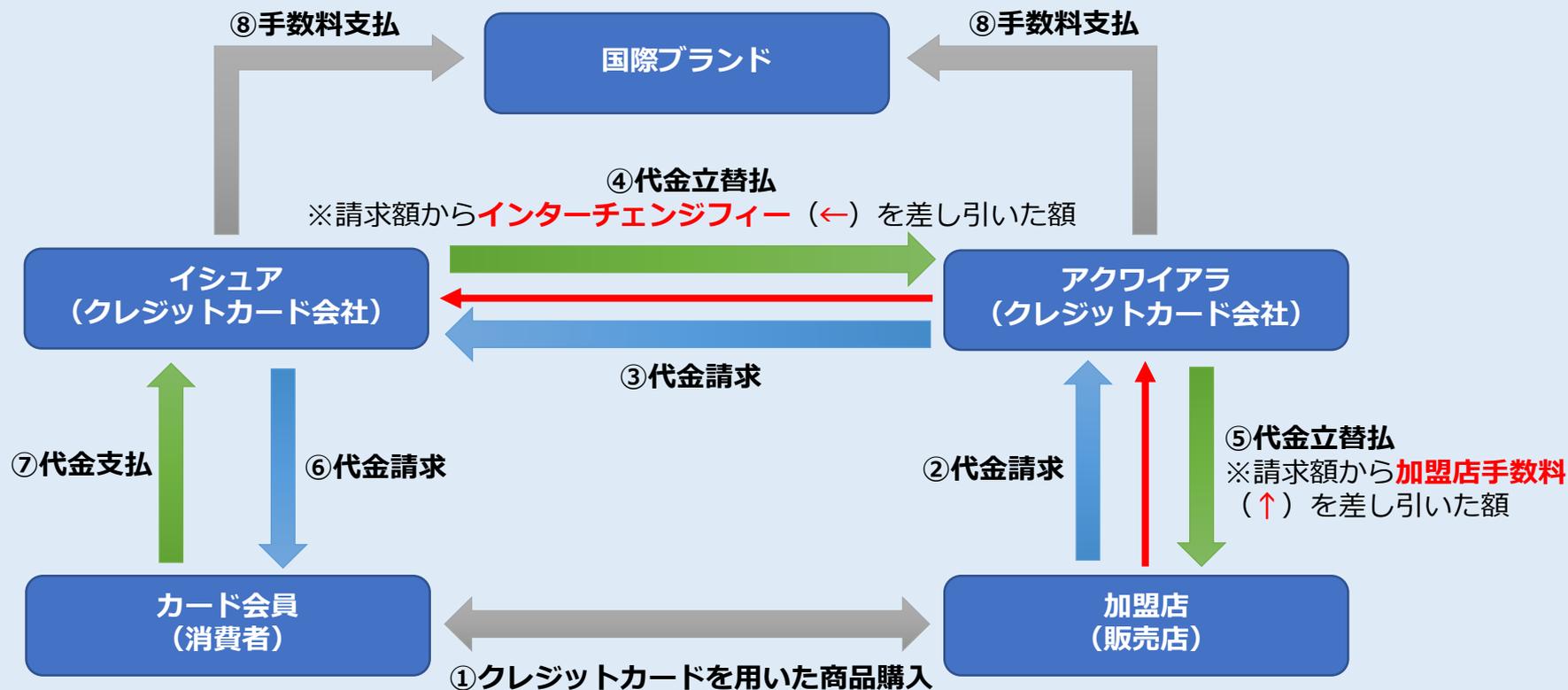
出所：調査結果を基に当委員会作成

- クレジットカード等の加盟店管理市場において、加盟店・アクワイアラ間の加盟店手数料の交渉や、アクワイアラ間の競争を促進する観点から、標準料率を定めている国際ブランドにあっては、我が国においても、標準料率を公開することが適当。

その他の論点及び公取委の今後の取組

- 報告書においては、インターチェンジフィーの標準料率のほか、加盟店管理市場の競争促進や、国際ブランド又はクレジットカード会社による行為（サーチャージ(*1)禁止条項及び現金割引(*2)禁止条項、ステアリング(*3)禁止条項、契約内容の一方的改定、タッチ決済の搭載義務化及び対応端末の導入義務化に伴う費用負担）についても、独占禁止法・競争政策上の考え方を整理。
 - *1：加盟店がカード会員に対し、商品価格よりも高い料金を請求すること
 - *2：加盟店が現金利用客に対し、クレジットカード利用客に請求する商品価格よりも低い価格を請求すること
 - *3：加盟店がカード会員に対し、他社発行クレジットカードや現金等、他の決済方法の使用を求め、又は促すこと
- 公取委は、引き続き、クレジットカード市場の動向について注視するとともに、独占禁止法違反行為に対しては厳正に対処。

取引の流れ（インターチェンジフィーが発生する場合）



- ① カード会員が加盟店にて、クレジットカードを用いて商品を購入する。
- ② 加盟店は、アクワイアラに商品代金を請求する。
- ③ アクワイアラは、国際ブランドを経由して、イシューアに商品代金を請求する。
- ④ イシューアは、国際ブランドを経由して、アクワイアラに商品代金の立替払をする。イシューアは、当該立替払をする際に、**インターチェンジフィー**を差し引く。
- ⑤ アクワイアラは、加盟店に商品代金の立替払をする。アクワイアラは、当該立替払をする際に、**加盟店手数料**を差し引く。
- ⑥ イシューアは、カード会員に商品代金を請求する。
- ⑦ カード会員は、イシューアに商品代金を支払う。
- ⑧ イシューア及びアクワイアラは、国際ブランドに手数料を支払う。